

利用料金表

※契約は1年契約となり、その後は自動更新とします

A-Batons+

| 契約者 | | 年額(税込) ※()内はセンター会員価格 | 備考 |
|---------------|---------|-------------------------|---|
| A.都道府県水道行政担当課 | | 5.5万円 (3.3万円) | 都道府県水道行政担当課契約により、都道府県知事認可水道等事業体及び簡易水道全て利用可能 |
| 事業体 | B.大臣認可① | 3.3万円 (2.2万円) | 年間有収水量：1億m ³ 以上 |
| | C.大臣認可② | 2.2万円 (1.1万円) | 年間有収水量：1千万m ³ 以上～1億m ³ 未満 |
| | D.大臣認可③ | 1.1万円 (0.55万円) | 年間有収水量：1千万m ³ 未満 |
| | E.事業体単独 | 1.1万円 (0.55万円) | 都道府県知事認可の事業体が単独で加入する場合 |
| F.教育機関 | | 1.1万円 (0.55万円) | — |
| G.その他 | | 1.1万円 (0.55万円) | 上記に当てはまらない場合など |
| H.企業等 | | 22万円 (16.5万円) | — |

- ・北海道については、水道事業→計画給水人口5万人以上、水道用水供給事業→一日最大供給量2万5千m³以上を大臣認可とみなす。(例)計画給水人口5万人以上、年間有収水量1億m³以上の場合は大臣認可①
- ・都道府県において、大臣認可を含んで契約する場合は別途お問い合わせください。